公益財団法人日本通運育英会奨学資金給付規程

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人日本通運育英会（以下本会という）定款に基づく奨学資金の給付およびその手続等について定める。

（名称）

第２条　この奨学資金の名称を「日本通運交通遺児等支援奨学金」と定める。

（適用対象）

第３条　この規程は、2023 年 4 月 1 日以降に、新たに奨学資金の給付を受ける奨学生に適用するものとする。

（定義）

第４条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）交通事故　道路交通法第 67 条第 2 項に規定する車輌等の交通による人の死傷のあった事故をいう。

（２）保護者等　学校教育法第 16 条に規定する保護者または本会の理事長が特に必要があると認めた場合にあっては児童福祉法第 6 条の 4 に規定する里親をいう。

（応募資格）

第５条　本会の奨学金は、以下の要件をすべて満たす者が申請できる。

（１）学校教育法による大学に在学する者のうち、学術優秀、品行方正であり且つ勉強意欲がありながら、経済的理由で修学が困難と認められる方。（第６条の応募基準を満たす方。）※大学院生、短期大学生、専門学校生は対象外。

（２）交通事故により保護者等を失うか、又は保護者等が交通事故により重度の心身障害（※1）を負った方。あるいは、学生本人が交通事故により障害もしくは傷病を負った方。（※2）

（※1）重度の心身障害とは、次のいずれかに該当することを言う。

1. 身体障害者福祉法（身体障害者手帳の 1 級～4 級）
2. 精神障害者福祉法（精神障害者手帳の 1 級～3 級）
3. 自動車損害賠償保障法施行令別表第 1 および別表第 2 に掲げる 1 級から 7 級の後遺障害。

（※2）学生本人の場合は、上記※1 を適用せず、軽度であっても、その障害もしくは傷病と交通事故との因果関係が交通事故証明書、診断書等で確認できれば対象者として扱う。

（３）募集年度の４月１日現在で、１８歳以上２５歳以下の方。

（応募基準）

第６条　世帯者全員の年収・所得金額が下記家計収入基準以下であること。

世帯合計人数 （本人含む）	給与収入	給与所得以外の所得
２人	６００万円	２５０万円
３人	７００万円	３００万円
４人	８００万円	３７０万円

（給付金額）

第７条　奨学資金の給付額は、月額３０，０００円とする。この給付奨学金について、奨学生は、本規程第１６条に該当する場合を除いて、本会への返還を要しないものとする。

（給付期間）

第８条　奨学資金を給付する期間は、正規の最短修学期間とする。

（給付の申請）

第９条　給付の申請に関する事項は別に定める募集要項による。

（奨学生の決定）

第１０条　本会は各年度の事業計画にもとづいて別に定める選考要領により奨学生を決定する。

（奨学資金の給付方法）

第１１条　本会は毎年度３月（翌年度上期分）および９月（当年度下期分）の２回に各半年分の奨学資金を奨学生に給付する。ただし、採用初年度は別に定める募集要項による。

（学業成績等の提出）

第１２条　奨学生は給付を受けた各年度の学習内容について「学習内容報告書」を必ず作成し、当該年度分の学業成績証明書とともに、別途指示する期日までに理事長あて提出しなければならない。

（届出および報告）

第１３条　奨学生は、つぎの各号の一に該当するときは、所定の方法により直ちに本会に届出なければならない。

（１）奨学生が休学、復学、転学または退学するとき

（２）他の大学や学部に編入することが決まったとき

（３）傷病その他の事由により、長期間にわたり欠席しようとするとき

（４）大学より停学その他の処分を受けたとき、または刑事事件に関し起訴されたとき

（５）留年することが明らかになったとき

（６）本会に登録した情報（本人および家族の住所、連絡先、振込口座等、その他重要な事項）に変更があったとき

（奨学資金の一時停止）

第１４条　奨学生がつぎの各号の一に該当するときは、奨学資金の給付を一時停止する。

（１）休学したとき

（２）留年したとき

（３）第１２条の提出義務を適切に果たさなかったとき

（奨学資金の辞退）

第１５条　奨学生は、いつでも奨学資金の辞退を申し出ることができる。

（奨学資金給付の廃止）

第１６条　本会は、奨学生がつぎの各号の一に該当するときは、奨学資金の給付を廃止する。

（１）退学したとき

（２）傷病等のために成業の見込みがなくなったとき

（３）奨学資金を必要としない理由が生じたとき

（４）学業成績または品行が不良と認められるとき

（５）正当な理由なく、第１２条の提出義務を継続して果たさなかったとき

（６）在学学校で処分を受け学籍を失ったとき

（７）いつわりの申請その他不正の手段により給付を受けたとき

（８）その他、奨学生として不適当であると認められるとき

（奨学資金の返還）

第１７条　奨学生である者が、第１６条第６号から第８号のいずれかに該当し、奨学資金給付の廃止決定を受けた場合には、既に給付を受けた奨学資金の全部または一部につき、別途指示する方法をもって、本会に返還しなければならない。

（特別取り扱い）

第１７条の２　この規程の適用について特段の事情が生じたときは、理事長決裁に基づき取り扱うことがある。

２　前項に定める取り扱いを行った場合、理事長は理事会に報告する。

（規程の細目）

第１８条　この規程について必要な細目は別に定める。

（規定の改廃）

第１９条　この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

１．本規程の制定日は、2025 年 8 月 25 日とする。

２．2021 年 3 月末日以前に奨学資金の貸与を受けた奨学生については、貸与制について定めた日本通運育英会奨学規程を適用する。

以　上